

事務連絡
令和7年4月21日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE）感染症の治療薬（フェトロー
ージャ点滴静注用 1g）の適正使用に関するアンケート調査について
（協力依頼）

カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE）感染症については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上、五類感染症として位置づけられており、また治療手段が限定される感染症です。CRE感染症に対する抗菌薬の適正使用の観点に基づく治療指針については、「抗微生物薬適正使用の手引き 第三版」の周知について」（令和5年11月17日付厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）においてお示ししているところです。

また、令和5年12月に新たに製造販売の承認がされたセフィデロコルトシル酸塩硫酸塩水和物（塩野義製薬株式会社 販売名：フェトローージャ点滴静注用 1g。以下「本剤」という。）は、CRE感染症への有効性が期待されており、本剤に耐性のある細菌の出現を抑制するためには、厳格な抗菌薬適正使用を実施する必要があることを「カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE）感染症治療薬セフィデロコルトシル酸塩硫酸塩水和物（フェトローージャ点滴静注用 1g）の適正使用について（依頼）」（令和6年9月17日付厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課通知）においてお示ししております。

上記に加え、本剤については、令和7年度の抗菌薬確保支援事業において支援対象として採択されており、本剤を使用した全症例を対象に、その適正使用がなされているかの確認をするための「カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE）感染症の治療薬（フェトローージャ点滴静注用 1g）の適正使用に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を塩野義製薬株式会社の協力の下、実施することとしているため、貴会会員に対しての周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。なお、アンケート調査の概要については、別添を参照いただきますようお願い申し上げます。

本事務連絡については、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、公

益団法人日本医師会、公益団法人全日本病院協会、公益団法人日本精神科病院協会、一般団法人日本病院会に対しても別途送付していることを申し添えます。

別添

「カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE）感染症の治療薬（フェトロージャ点滴静注用 1g）の適正使用に関するアンケート調査」の概要

1. 目的

令和7年度の抗菌薬確保支援事業において支援対象として採択されたセフィデロコルトシル酸塩硫酸塩水和物（塩野義製薬株式会社 販売名：フェトロージャ点滴静注用 1g。以下「本剤」という。）の適正使用の状況を調査する。

2. 調査対象者

本剤を使用した症例を担当した主治医

3. 調査方法

- ・ 調査対象者の所属する医療機関に塩野義製薬株式会社（以下「事業者」という。）の担当者から「カルバペネム耐性腸内細菌目細菌（CRE）感染症の治療薬（フェトロージャ点滴静注用 1g）の適正使用に関するアンケート調査について（協力依頼）」（以下「協力依頼」という。）を配付。
 - ・ 医療機関は、協力依頼に記載の QR コードよりアクセスし、Web アンケートに回答。（アンケート調査フォームのアクセス方法や詳細な回答要領については、協力依頼に記載しているので、あわせてご確認いただきたい。）
- ※ Web アンケートでの回答が困難な場合は、紙面での回答も可能。
- ※ 調査により得られた医療機関情報や当該症例の個別の情報が、一般に公開されることはありません。
- ※ 事業者がアンケートの回答状況を把握する必要がある場合、抗菌薬確保支援事業の採択年度に限り、回答者の同意のもとアンケート回答日、医療機関名、回答者氏名および投与開始年月日を事業者に提供しますが、調査目的以外には使用しません。